

子ども・子育て関連3法に係る府省令の公布に伴う条例の制定について

1 経緯について

平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、子どものための教育・保育給付（認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（＝施設型給付）及び家庭的保育事業への給付（＝地域型保育給付）が創設されました。

子どものための教育・保育給付	
施設型給付	認定こども園、幼稚園（※1）、保育所
地域型保育給付	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育（※2）

※1 幼稚園は、給付の制度に入らず、別段の申出をして、これまでと同じ運営を継続することも可能（私学助成等を受ける）

※2 事業所内保育は、地域の子どもを受け入れる場合に限り、地域型保育給付の対象となる。

それに伴い、以下の条例を制定することになりました。

- （仮称）特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する条例 資料 3-1
- （仮称）家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 資料 3-2
- （仮称）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例 資料 3-3

2 （仮称）特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する条例に係る基準について 資料 3-1

(1) 給付制度における確認制度について

- ① 市町村による施設・事業の「確認」（子ども・子育て支援法第27条第1項、第29条第1項、第31条、第43条）

市町村は、給付制度に入る施設（認定こども園・幼稚園・保育所）及び事業（小規模保育事業・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）について、施設・事業所の申請に基づき、1号・2号・3号認定子どもの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払う。

- ② 「確認」を受ける施設・事業の要件（子ども・子育て支援法第34条、第46条）

ア 学校教育法、児童福祉法等に基づく「認可」を受けている施設・事業所であること

イ 市町村の条例で定める運営に関する基準を満たすこと

※既存の認可幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育事業者は確認されたものとみなされる。



運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例として制定する。

3 (仮称) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例に係る基準について 資料 3-2

地域型保育事業は、児童福祉法において児童福祉施設（同法第7条）として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、さまざまな場所で展開される事業として位置付けられています。子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。

類型は以下の4種類で、定員数や保育の実施場所等により違いがあります。

事業	概要	本市の現在の 実施状況
①小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業 （定員：6人以上19人以下）	新規事業のため 未実施
	3種類にて実施 ・ A型：保育所分園に近い類型 ・ B型：A型とC型の中間的な類型 ・ C型：グループ型小規模保育に近い類型	
②家庭的保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を家庭的保育者（市が行う研修を修了した保育士等）が居宅その他の場所において、保育を実施する事業 （定員：5人以下）	該当なし
③居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児（満3歳未満）を住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施する事業	該当なし
④事業所内保育事業	保育を必要とする従業員及び地域住民の乳児・幼児（満3歳未満）を事業所等において、保育を行う事業（定員：定めなし）	

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）は、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法に基づく市町村の認可事業として位置付けられたため、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めることとなります（改正児童福祉法第34条の16第1項）。

4 (仮称) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例に係る基準について

資料 3-3

児童福祉法第6条の3に基づく事業で、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、学校の授業終了後、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

子ども・子育て支援新制度において、設備及び運営の基準を定めることとなります(改正児童福祉法第34条の8の2第1項)。

5 今後のスケジュール

- | | |
|----------|------------------------------|
| 5月29日 | 第4回鹿沼市子ども・子育て会議において周知 |
| 6月下旬 | パブリックコメントの実施(1か月間)
(法規協議) |
| 7月下旬(予定) | 第5回鹿沼市子ども・子育て会議において意見聴取 |
| 9月 | 9月議会に上程 |